死刑制度反対論

●憲法を根拠とする反対論

・憲法36条→「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」

①「絶対に」と記されているにも関わらず、極刑である絞首刑が実行されることについては認可されているのはなぜか。

②絞首刑により、言わば罪人は首吊り死体になる。これは、人権を侵害していると言えないか。残虐性も伴っていないか。

③憲法31条に「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」とあるが、これはあくまで禁止事項である。要するに、「死刑はOK」とは書いてない。しかし現実問題、「死刑はOK」という見地に立っている。理論が飛躍していないか。

・憲法13条→「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

　①憲法13条において、「公共の福祉に反しない限り」という憲法は国家権力をしばるものであって、国民をしばるものではない。例え公共の福祉に反したとしても13条の公共の福祉の内在的な制約が、人命を奪う行為にまで及ぶとは考えにくい。

　②「個人の尊重」を基本原理にしており、すべての国民は個人として尊重されるため、公共の福祉に反したからといって個人の人権を制限するのは「個人の尊重」において矛盾している。

　③犯罪者を死刑にしなければ直ちに他の生命に危険が及ぶとはいえず、死刑制度はこの「公共の福祉」による人権制約の限度を超えるものであると言える。これらの規定は単に場合によっては生命を奪うことができるという可能性に過ぎず、決して奪わなければならないという積極的な解釈はできない。

【判例：死刑制度合憲判決事件】

・当時19歳の少年が母親と妹を殺害

・裁判長「絞首刑が最善の方法かどうかの議論はあるが、死刑は生命を奪うことによって罪を償わせる制度で、ある程度の苦痛とむごたらしさは避けがたい」

①憲法36条「絶対に」と記されているにも関わらず「ある程度の苦痛とむごたらしさは避けがたい」と述べるのは、この時点で憲法36条に反していないか。この言葉の逆を返せば、裁判長自身が絞首刑に対する残虐性を述べていることになっていないか。

②絞首刑は、実は即死に至らないケースがある。つまり、数秒ではあるが罪人はその絞首による苦痛を受けているのである。これは、「拷問」になっていないか。

●誤審について

　【判例：飯塚事件】

・一貫して無罪を主張していた久間元死刑囚の死刑

・物証や調査など不十分。それにも関わらず、死刑判決

・死刑によって、免罪の可能性のあった久間元死刑囚の命が奪われた＝死刑が無ければ十分な調査が行えた

・人が人を裁く以上免罪を無くすことは難しいが、「疑わしきは罰せず」の原則に反するのは大問題である→その大問題の根本は死刑という制度

・そういった事例がある以上、死刑制度は廃止すべきである

●死刑制度が本当に犯罪抑止につながっているのか

・死刑制度が犯罪抑止力になっていると言われるが果たして本当にそうなのか。

・死刑制度に犯罪抑止効果があるという科学的な証明はされていない。

・平和記念公園殺人事件、ホームレスの殺人事件

・犯人の犯行動機は、自殺する勇気がないので死刑になって死にたいというものであった。

・これは自殺願望から、犯行を誘発する要因になっているのではないか。

・つまり死刑制度によって逆に凶悪犯罪を引き起こす原因になりかねない。

以上の点からD班は死刑制度に反対する